

告示

埼玉県告示第四百四十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和八年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

令和八年七月五日（日）

午前十時十五分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和八年九月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

令和八年七月二十六日（日）

午前十時十五分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和八年十月十一日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

インターネットにより行うものとする。

イ 受験申込受付期間

令和八年四月一日（水）午前十時から令和八年四月十四日（火）午後四時まで

ロ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和八年四月七日（火）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

五 設計製図の試験の課題発表

イ 二級建築士試験

(1) 発表の日

令和八年六月二十四日（水）頃

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

ロ 木造建築士試験

(1) 発表の日

令和八年七月八日（水）頃

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

令和八年八月二十四日(月) (予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>) 等において公表するとともに、合格者に合

格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

令和八年八月二十四日(月) (予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>) 等において公表するとともに、合格者に合

格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

令和八年十二月三日(木) (予定)

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>) 等において公表するとともに、合格者に合格

した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。